

### 1. 製品及び会社情報

製品名(商品名) : OD-FC30  
用途 : 東芝複合機 e-STUDIO2050C 用  
会社名 : 東芝テック株式会社  
住所 : 〒141-8664, 東京都品川区東五反田2丁目17番2号  
電話番号 : 0120-201-877  
製造者 : 東芝秦格信息系统(深圳)有限公司  
中華人民共和国広東省深圳市宝安区福永鎮大洋開発区16区  
郵便番号518103  
販売者 : (1) 東芝テック株式会社  
緊急連絡先 0120-201-877

### 2. 危険有害性の要約

重要な危険有害性 : 特になし  
特定の危険有害性 : 特になし  
GHS分類区分 : 適用外(成形品)  
GHSラベル要素 : 該当せず  
その他有害性情報 : 特になし

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

| 組成名        | 重量 % | CAS 番号(1) | 官報公示整理番号<br>化審法(2) |
|------------|------|-----------|--------------------|
| 円筒基体:      |      |           |                    |
| アルミニウム     | > 95 | 7429-90-5 | 対象外                |
| 感光層:       | < 5  |           |                    |
| ポリカーボネート   | ---  | ---       | ---                |
| OPC化合物     | ---  | ---       | ---                |
| 有機顔料       | ---  | ---       | ---                |
| --- : 企業秘密 |      |           |                    |

### 4. 応急処置

暴露した時の症状 : 意図される使用では、人体への作用は無い。  
吸入した場合 : 処置を要しない  
皮膚に付着した場合 : 処置を要しない  
目に入った場合 : 処置を要しない  
飲み込んだ場合 : 処置を要しない

### 5. 火災時の措置

消火器 : 粉末、泡沫、炭酸ガス及び水など  
消火方法 : 特に無し

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 : 意図される使用においては該当しない  
環境に対する注意事項 : 意図される使用においては該当しない  
回収 : 意図される使用においては該当しない

7. 取扱及び保管上の注意

- 取扱い : 感光体表面を直接手で触れないこと。  
保管 : 直射日光を避け、冷暗所（40℃以下）に保管すること。

8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 適用されない  
許容濃度（日本産業衛生学会） : 適用されない  
設備対策 : 意図される使用では必要としない。  
保護具 : 意図される使用では必要としない。

9. 物理的及び化学的性質

- 外観  
形態 : 固体  
形状 : シリンダー  
色 : 青緑色  
臭い : 無臭  
融点 : 該当せず  
比重（水＝1） : 1.2（コーティング層）。（全体として2.7）  
蒸気圧 : 該当せず  
蒸気密度（空気＝1） : 該当せず  
蒸発速度 : 該当せず  
水の溶解度 : 不溶  
pH : 該当せず  
粉塵爆発性 : 該当せず

10. 安定性及び反応性

- 化学安定性 : 安定  
他の物質との不適合性 : なし  
有害な分解生成物 : なし  
有害な化学重合 : 発生の可能性なし

11. 有害性情報 労働省の有害基準(3)については16. その他を参照のこと

- 急性経口毒性 : データ無  
眼一次刺激性 : データ無  
皮膚一次刺激性 : データ無  
変異原性 : AMES試験(5) 陰性  
発がん性 : 現時点で知られていない  
慢性毒性 : 現時点で知られていない  
生殖毒性 : 現時点で知られていない

12. 環境影響情報 2章に準ずる

データなし

13. 廃棄上の注意

- 廃棄方法 : 廃掃法(6)及び／又は条例に従って処理するか、  
又は当社係員に渡してください。

#### 14. 輸送上の注意

遮光、暗所保管、衝撃を与えない。

##### 国際輸送情報

|                |             |
|----------------|-------------|
| DOT 49 CFR、ADR | : 危険物非該当    |
| IMDG Code      | : 危険物非該当    |
| ICAO-TI        | : 危険物非該当    |
| 国連分類           | : 番号に該当しない。 |
| その他情報          | : 特になし      |

#### 15. 適用法令

なし。

#### 16. その他の情報

- |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) CAS No.  | : Chemical Abstract Service Registry Number<br>アメリカ化学会の1部門であるCASにて1対1対応で各<br>化学物質に付与された番号                                                                                                                                                                                                                                  |
| (2) 化審法      | : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (3) 労働省の有害基準 | : 労働省通達基発第395号(H4-7-1)<br>化学物質などの危険有害性試験基準及び化学物質などの危険有害性評価基準<br>有害基準として : 経口毒性 : (LD50) 500mg/kg以下<br>吸入毒性 : (LC50) 20mg/L以下<br>皮膚刺激性 : 紅斑 2以上(平均)<br>: 浮腫 2以上(平均)<br>眼刺激性 : 角膜 2以上(平均) 虹彩 1以上(平均)<br>: 結膜発赤 2.5以上(平均)<br>: 結膜水腫 2以上(平均)<br>皮膚感作性 : 30%以上(アジュバンド有り)<br>変異原性 : 労働省告示第77・変異原性が認められ<br>その比活性が比験物質1mgあたり1000以上 |
| (4) LD50     | : Lethal Dose 50 50%致死量                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (5) Ames試験   | : 微生物(サルモネラ、大腸菌など)を用いる変異原性試験                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (6) 廃掃法      | : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

#### 付 記

本製品安全データシートの内容は、できる限りの情報・知識において記述してあるが、記載された情報の正確性または完全性についていかなる責任も負いかねます。

また、本製品安全データシートの内容を許可なく使用したり、許可なく改訂したものを使用し  
ての事故については、その責任を負いかねますのでご承知おきください。